

由仁町立学校の部活動の 在り方に関する方針

令和元年 10 月
(令和 5 年 4 月改定)
由仁町教育委員会

目 次

方針策定の趣旨等	1
1 適切な運営のための体制整備	
(1) 部活動の方針の策定等	2
(2) 指導・運営に係る体制の構築	2
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	3
3 適切な休養日等の設定	3
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化活動環境の整備	
(1) 部活動の設置、統廃合	4
(2) 部活動の地域連携	5
5 学校単位で参加する大会等の見直し	5
6 部活動の指導の充実に向けて	
(1) 部活動の充実に向けた取組	5
(2) 女子の指導に当たっての留意点	6
(3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり	6
(4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり	6
(5) 家庭との連携を図る取組	6
終わりに	7

方針策定の趣旨等

部活動は、スポーツ・文化芸術、科学等に親しませることにより、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、生徒の資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として行われています。

部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、部活動を実施する場合には、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、けがの防止や学校生活等への影響を考慮した休養日や練習時間を設定するとともに、部活動だけではなく、多様な人々との触れ合いや様々な体験の充実など、生徒にとってバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要があります。また、教員にとっても、部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、活動自体が持続可能なものとなるよう、合理的で効果的に行われる必要があります。

こうした中、令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁は平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動に関する総合的なガイドライン」を統合し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として全面的に改定を行ったところであり、北海道も令和5年3月に「北海道の部活動の在り方に関する方針」（改定版）を示したことから、本町においても国・道の方針を踏まえた「由仁町立学校の部活動の在り方に関する方針」（以下「本方針」という。）を改定することとしました。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」（以下「活動方針」という。）を策定するとともに、校内に部活動に係る相談・要望の窓口を設置します。
- イ 校長は、「活動方針」及び「相談・要望窓口」の担当、連絡先等を公表します。
- ウ 校長は、各部活動顧問に対し、年間並びに毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出を求めます。
- また、校長は、各部活動顧問に対し、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するよう指導するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得るよう指導します。
- エ 校長は、各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教員や生徒の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導を行います。
- オ 校長は、部活動顧問に対し、年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を配布するなどして、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導します。
- カ 由仁町教育委員会（以下「町教委」という。）は、学校において部活動の活動計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行うなど、必要に応じて学校の支援を行います。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、適正な数の部活動を設置します。
- イ 校長は、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理体制が構築されるよう考慮します。
- ウ 校長は、生徒指導の視点に立った部活動運営に努め、部活動を学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場（部活動顧問会議等）を定期的に設けます。
- エ 町教委は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないことの徹底、また、学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行います。
- オ 町教委及び校長は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2

年文部科学省告示第1号)に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

ア 校長、運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。

町教委は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行います。

イ 校長は、運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者に対し、次のことを指導・徹底します。

- ① 生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ること。
- ② 過度の練習がスポーツ障害や外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
- ③ 過度の活動が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。
- ④ 生徒が、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- ⑤ 生徒がバーンアウトすることなく、大会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、取組種目等の特性を踏まえた合理的で効果的な練習方法を積極的に導入し、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- ⑥ 専門的知見を有する教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における心身の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

3 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、次のことを基準とします。

＜休養日及び活動時間の設定＞

- ① 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設けます。
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とし、可能な限り日曜日を休養日とするよう努め、

週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

- ② 学校閉庁日は、その期間を休養日とするよう努め、休養日には、学校で行う朝練習や自主練習も実施しません。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けます。
- ④ 1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。大会等の当日において、活動時間が3時間以上になる場合は、十分な休養を取ることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定します。なお、気象庁等の熱中症警戒アラートが発せられた当該地域・時間帯は、原則として活動を休止します。

イ 休養日及び活動時間等の設定については、本町や学校の実態を踏まえた工夫として、次のような実施の仕方も考えられます。

- ① 定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設ける
- ② 週間、月間単位での活動頻度・時間の目安を定める

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化活動環境の整備

(1) 部活動の設置、統廃合

ア 校長は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、既存の部活動の統廃合などと合わせて、競技力や技能の向上や大会等での成績以外にも、適度な頻度で行ったり、スポーツ・文化活動に興味と関心をもつ同好の生徒が、学級内とは異なる人間関係を形成したりする等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討します。

イ 部活動の設置や統廃合に当たっては、校内でガイドラインを作成するなどして、生徒や保護者の理解の下、長期的な見通しをもって行います。

ウ 校長は、障がいの有無や得意不得意に関わらず生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、個別の課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をします。

エ 町教委及び校長は、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようになるとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特

定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮します。

(2) 部活動の地域連携

ア 町教委及び校長は、学校や本町の実態に応じて、スポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進めます。その際、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を必要に応じ設けることを検討します。

イ 町教委及び校長は、実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設けることを検討します。

ウ 町教委は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、生徒がスポーツ・文化活動に親しめる場所を確保できるよう努めます。

エ 町教委及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ・文化活動の環境の充実を支援するパートナーという考え方の中で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促します。

オ 町教委及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深めます。休日に限らず平日においても、できるところからスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やすよう努めます。

カ 町教委及び校長は、部活動だけでなく、本町で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるよう努めます。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 町教委は、学校の部活動が週末等に開催される様々な大会等に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者や競技団体等に要請します。

イ 校長は、本方針の「3 適切な休養日等の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に実施されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会、コンクール等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査します。

6 部活動の充実に向けて

(1) 部活動の充実に向けた取組

町教委は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう周知・普及に努めます。

(2) 女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題（女子アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症）、貧血等）の予防対策に関する正しい知識を得た上で行います。

(3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者に対して、次のことを指導・徹底します。

- ① 指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること。
- ② 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者と生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されないこと。

(4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

校長は、部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者に対して、次のことを指導・徹底します。

- ① 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等を常に意識すること。
- ② 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。

(5) 家庭との連携を図る取組

校長は、保護者に部活動を公開する場を設けるなどして、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努めます。また、上記5のアの要請及びイの精査に当たっては、部活動が、地域の人々の協力や地域の関係団体との連携、民間事業者の活用等により、学校と地域が共に子供を育てるという視点が重要であることに十分配慮して、判断します。

終わりに

本方針は、町教委が学校の取組状況などを踏まえ、必要に応じて、内容の見直しを行います。